

横須賀市 ひとり親家庭のための貸付(母子父子寡婦福祉資金)のご案内

ひとり親家庭のための貸付（母子父子寡婦福祉資金）とは・・・

- 母子家庭・父子家庭・寡婦の親やその子ども等を対象に学費、就労のための資格取得に伴う費用等の必要な資金をお貸しするもので、卒業後等に返済が必要です。
- 貸付には審査があり、必要性や償還能力等を総合的に判断します。審査により、貸付できない場合や貸付額が減額となる場合があります。
- 生活保護を受けている方は、必ず事前に担当のケースワーカーに相談の上、ご連絡ください。
- **お子さまに対する資金については、就学意欲や将来の返済意思確認のため、お子さまの同席が必要です。**

対象者

次の項目のすべてに該当する必要があります。

- ① 母子・父子家庭の親または寡婦の方
- ② お子さんの修学等にあって所得が低く、経済的に困りの方
- ③ 貸付金を返済する意思があり、返済可能と認められる方
- ④ 横須賀市への支払い（市民税や健康保険料等）に滞納がない方
- ⑤ 過去に債務整理、自己破産をしていない方

返済について

- ・ それぞれの資金ごとに定められた期間内で、月賦・半年賦・年賦のいずれかでご返済いただけます。
- ・ 納入通知書もしくは口座振替にて償還（返済）していただけます。
- ・ 納付期限までに納付されないときは、違約金を徴収します。
- ・ 滞納した場合は、借受人、連帯債務者や連帯保証人に対して自宅等へ文書、電話や訪問により請求します。

※ **連帯債務者及び連帯保証人は、借受人と同等の返済義務を負います。**

※ **滞納が続く場合は、法的手段をとる場合もあります。**

連帯保証人について

連帯保証人が1名必要です。原則として、次の項目のすべてに該当する必要があります。

- ① 県内に一年以上お住まいの方（3親等以内の親族の場合は県外居住の方でも可）
- ② 60歳以下の方
- ③ 一定の職業を持ち、一定以上の収入のある方
- ④ 貸付金の返済に応ずる資力のある方
- ⑤ 横須賀市への支払い（市民税や健康保険料等）に滞納がない方
- ⑥ 過去に債務整理、自己破産をしていない方

※ **同一世帯の親族の方は、連帯保証人になれません。**

ひとり親家庭のための貸付(母子父子寡婦福祉資金)に関する相談窓口・問い合わせ

横須賀市 民生局こども家庭支援センターこども給付課 自立支援担当

(電話 046-822-0133 / FAX 046-821-0424)

ひとり親家庭のための貸付(母子父子寡婦福祉資金)

修学資金・就学支度資金のご案内

高校や大学などの入学金や学費の貸付制度です。お子さまも返済義務を負うこととなりますので、お子さまとよく話し合い、無理のない借入・返済計画を立ててください。

進学予定の子以外の兄弟姉妹が既に貸付を受けている場合、世帯全体の貸付総額や滞納歴によっては、本資金の貸付ができない場合がありますので、ご了承ください。

就学支度資金

高校・高等専門学校・短大・大学等への入学に際して必要な入学金や制服代などの資金を貸し付けます。

申請期間：志望校が決まったらご相談ください。入学する月の末日まで申請可能です。

貸付時期：15日までに申請し、貸付が決定した場合は当月末に申請された金融機関口座に振り込みます。

修学資金

高校・高等専門学校・短大・大学等の授業料などを貸し付けます。

申請時期：指定なし

貸付時期：15日までに申請し、貸付が決定した場合は当月末に申請された金融機関口座に振り込みます。

2回目以降は、7月・10月・1月・4月の中旬に3か月分がまとめて振り込まれます。

申請にあたって

貸付を受けると、決められた期間内に返済をしなければなりません。返済の計画をしっかりと立ててください。

この資金はお子さんが連帯債務者として、借受人である親と同様の返済責任を負うこととなっています。進路や卒業後の生活設計についてお子さんと十分に話し合ってください。

お子様に対する資金ですので、必ず一回以上はお子様の同席をお願いします。

貸付金額について

学校の種別ごとに貸付限度額が定められています。詳細は別紙をご覧ください。

お貸しできるのは、貸付限度額以内で必要と認められる額です。必要な費用と収支状況をお伺いして決定します。

高等教育の修学支援新制度を受けた場合の償還義務について

高等教育の修学支援新制度とは、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生を対象に、授業料等の減免や給付型奨学金の支給が行われる制度です。**この減免や支給を受けた場合には、貸付額のうち新制度による授業料等の減免額や給付型奨学金に相当する額を、給付を受けた日から6か月以内に返還していただく場合があります。**

ひとり親家庭のための貸付（母子父子寡婦福祉資金）以外の制度について

ひとり親家庭のための貸付（母子父子寡婦福祉資金）以外にも、修学等を経済的に支援する制度があります。利用可能な制度を活用して、無理のない資金計画を立ててください。本資金の貸付けを利用する場合は、他の貸付制度との併用が出来ない場合があります。他の貸付制度の申請を検討している場合は、あらかじめご相談ください。

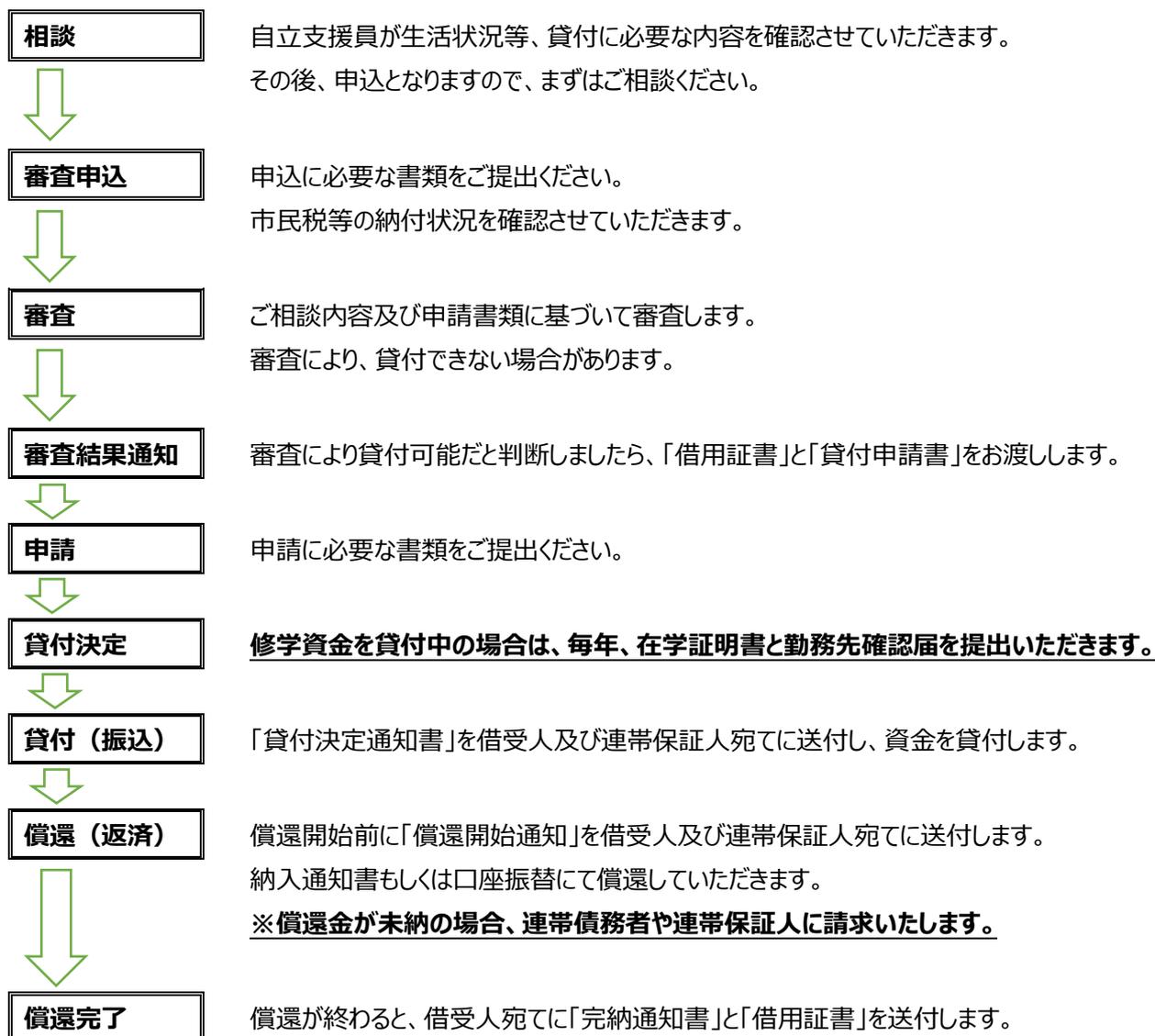
提出いただく書類

提出時期		書類名
相談時	<input type="checkbox"/>	学校のパンフレット等、入学金や授業料等の費用の明細を証するもの
	<input type="checkbox"/>	自立支援相談申込書 ※窓口でお渡します。
審査時	<input type="checkbox"/>	事前確認書 ※窓口でお渡します。
	<input type="checkbox"/>	同意書 ※窓口でお渡します。
	<input type="checkbox"/>	収支明細書 ※窓口でお渡します。
	<input type="checkbox"/>	収入が分かるもの（直近3か月分の給与明細 又は 源泉徴収票 又は 確定申告書）
申請時	<input type="checkbox"/>	貸付申請書 ※窓口でお渡します。
	<input type="checkbox"/>	借用証書 ※窓口でお渡します。
	<input type="checkbox"/>	合格通知書等の写し 又は 在学証明書（原本）
	<input type="checkbox"/>	連帯保証人の印鑑登録証明書
貸付中 ※毎年	<input type="checkbox"/>	在学証明書
	<input type="checkbox"/>	勤務先確認届

貸付申請書の記入について

第1面	捨印	借受人、連帯債務者、連帯保証人 3名とも押印してください。 ※借受人と連帯債務者は別々の印を使用してください。 ※連帯保証人は印鑑登録された印を使用してください。
	申請者	借受人本人が記入、押印してください。 住所は、アパート名・棟号・〇〇様方まで記入し、いずれも必ずフリガナをふってください。 生年月日は、 和暦で記入 してください。
	連帯債務者	連帯債務者本人が記入、押印してください。
	連帯保証人	連帯保証人本人が記入、押印してください。 印鑑登録された印を使用してください。 借用証書には連帯保証人の 印鑑登録証明書の添付が必要 です。
	資金欄	資金名、貸付総額、貸付月額（継続で貸し付ける資金のみ）はこちらで記入します。
第2面	振込先	振込希望金融機関欄の銀行は、申請者の名義を記入してください。
	婚姻等の形態	該当する番号を○で囲んでください。
	離別の理由等	ひとり親となった年月日欄は、 和暦で記入 してください。
第3面	扶養の有無	寡婦福祉資金申請者のみ該当する番号を○で囲んでください。
	学校等	公私立区分の該当番号を○で囲み、学年制・学校名・学年を記入してください。 ※学年は、貸付開始時の学年を記入してください。
	貸付を受ける理由	具体的に記入してください。
	償還財源	具体的に記入してください。（例：子どもが学校卒業後、就職して返済する。等）
第4面	家族の状況	具体的に記入してください。非常勤・パートの場合、勤務先欄にその旨記入してください。 一緒に住まいの方、全員分を記入してください。
	生計の状況	資産・負債は可能な限り詳細に記入してください。
第4面	連帯保証人の状況	市民となった年月は、連帯保証人が横須賀市民の場合に 和暦で記入 してください。 その他項目は具体的に記入してください。

相談～貸付～償還（返済）完了までの流れ



- ・ 審査から貸付までに1～2か月程度かかりますので、お早めにご相談ください。
- ・ 住所や連絡先、氏名に変更があった場合は、**必ず**ご連絡ください。
- ・ ひとり親家庭等でなくなった場合や市外に転出した場合、学校を退学した場合は支給停止します。また、婚姻日・転出日・退学日から半年後に償還（返済）開始となります。